



和紙で作った、今年の干支「巳」

あけまして  
おめでとう  
ございます  
います

# 広報 よいた

2001. 1月号 No.415

## CONTENTS (目次)

年頭のあいさつ	2・3
家電リサイクル法が始まります	4・5
12月定例議会	6・7
フォト・トピックス	8・9
お知らせ	10・11
町学協研修会	12
直江氏三代の拠点	16・17
与板この人	18
生涯学習コーナー	19
くらしのカレンダー	20

### ● 与板町写真クラブ ●

移動八百屋さん

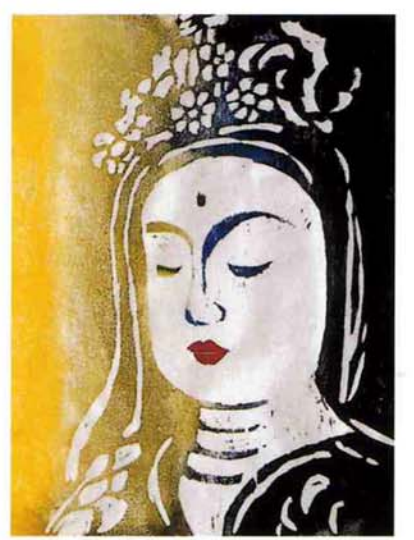


通勤途中、色鮮やかな花や果物を乗せたリヤカーに会い、楽しくなりシャッターを切りました。

黒川 博(馬越)

### ● 与板町版画クラブ ●

護



近藤 紀子(安永)

MY HOBBY

### 広報クイズ

さあ！あなたもチャレンジ

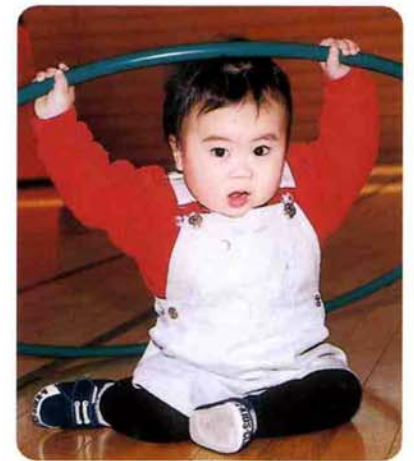
次の問題の答えをはがきに書いてお送りください。抽選で5名の方に図書券を差し上げます。

- 〈問題1〉12月17日に行われた町民体育館、青少年ホーム大清掃。集まってくださった参加者は約〇人？
- 〈問題2〉子供たちみんなが大好きな学校給食。12月14日～20日まで行われたのは〇〇〇〇ランチ？
- 〈問題3〉県と町の指定文化財を一冊の本にまとめ、今回カラー出版された本の名称は何でしょう？

応募方法：はがきに答えと住所（町内名で可）、氏名、年齢をご記入の上、次の宛先へお送りください。なお、広報へのご意見、ご要望なども書き添えていただければ幸いです。

応募先：〒940-2492（役場専用）  
与板町役場 総務課「広報クイズ」係  
締め切り：1月25日（当日消印有効）

わが家の  
アイドル  
柿倉 永遠くん  
《上町》  
父 亘 さん  
母 康代 さん



永遠だよ！好きなものはいっぱい。ご飯でしょ、パパどのお風呂にお母さんといっしょ。それからイタズラもね。おっきいおばあちゃんは、いつも遊んでくれるから大好き。春になったら、みんな！公園であ・そ・ぼ。

### 編集後記

あけましておめでとうございます。21世紀がやってきました。21世紀という夢のような世界、どんな世界になっているんだろうと未来の事を想像した頃もありました。何となく時代の変わりにピンときていないのは私だけでしょうか。▼考えてみると、20世紀という百年間、初めと終わりの時点ではものすごく、生活環境が変わっています。ひよつとしたら、百年前の世界から見ると今の生活が夢の世界だったのかもしれない。そして、21世紀の終わりはやはり夢の世界かもしれない。何はともあれ、世紀の節目を見ることができたのは貴重な事で、うれしく思います。皆さんはどんな21世紀をお迎えですか？▼今年、巳年。蛇というその風貌から苦手意識をもたれる動物ですが、昔から「蛇の夢を見るお金がたまる」という言葉が聞かれるように神がかり的な存在かもしれない。今年も広報よいたをよろしく願います。  
(広報担当 石黒)

新たななる時代を迎えて

与板町長

平澤 甚九郎



町民の皆様、あけましておめでとございます。21世紀という新しい時代の始まりを迎え、皆様にとりまして今年一年が希望に満ちた、輝かしい新世紀の第一歩として幸多き年でありませう心よりお祈り申し上げます。

たことも記憶に残っており

当町におきましては、昭和28年に町村合併促進法が制定された以降、隣接町村と合併し現在の与板町となり、その間、上水道・都市ガスの完成、都市計画街路事業の実施、各種施設の整備、公共下水道事業の着手等を行ない、住みよい町づくりをめざし努力してきたところでありました。

昨年は、長引く不況の中で、金融業界の破綻や企業倒産に歯止めがかからず、また、近年増加している少年犯罪の凶悪化、三宅島の大噴火や東海地方の大水害など天災も相次いで起こり、暗い話題も数多くある中で、

た。今後も生活関連事業の推進を図りながら、快適な生活環境の実現に向けて努力をして参りたいと考えております。

迎えました13年度は国から地方公共団体への事務権限の一層の委譲が進み、市町村が自らの個性と創意工夫を活かし地域社会を構築していく変革の年であります。

また、国が政策として市町村合併という町の将来を展望していくうえで非常に重大な判断を迫られる年になるのではないかと考えております。

町としては、12年度で総合計画の基本構想の前期5カ年が終了し、13年度より後期の計画に基づき、事業の推進を図っていく予定であります。

地方の時代といわれている今後の町づくりにおいて、行政間の均衡化と効率化を図ると共に、町民の皆様と一体となり知恵を出し合いながら、夢と希望の実現に向けて21世紀の与板町の在り方を求めてゆかねばならない節目の年を迎えます。

今後とも、町民の皆様と共に活力ある豊かな与板町の未来に向けて、町づくりを進める所存でございます。一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

今年巳年

蛇は悪者？ 神？

日本の神話に登場する蛇はヤマタノオロチ（八岐大蛇）といって、頭が八つ尾が八つ、体の長さは八つの谷を越えるほどだったといえます。そのオロチが娘を食いにかぎ、スサノオノミコトという神に退治されたという話です。

一方、蛇は神格化され、聖書や神話にもしばしば登場します。また、水の神として信仰されたり、家の守り神として家に住みつくのを喜んだりする例もあります。

このように、蛇は悪者として恐れられてもいますが、神としてあがめられることもあり、いろいろな話が世界各地に伝わっています。また、毒蛇が恐れられ、嫌われるのはもちろんですが、それを薬用にする例もあり、強壮剤としても珍重されています。

蛇の絵に足を書きたす

蛇は、古くから人間とかかわりが多い動物だけに、蛇に関する故事やことわざもいろいろあります。「蛇足」。これはよく知られている言葉で日常会話にも使われていますが、こんな由来があります。

新世紀への飛躍を願って

与板町議会議長

山崎 忠彌



新年あけましておめでとございます。町民の皆様にご挨拶をいたしましてご理解とご鞭撻をいただきありがとうございますことに厚くお礼申し上げます。

昨年国におきましては、景気の回復もなかなか上向きにならず、金融機関や生命保険会社などの大型企業の破綻が続きました。

21世紀のスタート台となる政府の2001年度予算は「景気の回復を図るとともに、危機的な財政に配慮し、日本経済の発展基盤を

築く」という日本新生プランを重視したものととなっております。

当町におきましては、昨年4月に導入されました介護保険制度も、混乱もなく順調に推移しており、また、環境浄化の観点から重点施策でありました公共下水道事業も、面整備がまもなく完了ということ喜事しいことと思っております。

地方分権一括法によりまして、これからは地方自治体自らが知恵を出しながら行動し、地域の特色を生かした町づくりを進めていくことになり、新しい世紀では、各地方自治体の力量が問われることになると思っております。

更に、市町村合併の動きが高まっています。県内では新潟市と黒崎町が1月に合併し、田園都市型の政令指定都市を目指す方針を示されており、各地で合併

の可能性を探る動きが具体的にになってきております。新潟県では、2月頃を目途に「市町村合併推進の要綱」の発表をされると聞いております。議会といたしまして、近隣町村との勉強会を行ない、市町村合併につきましても真剣に向き合う姿勢を思っております。

2001年という年は、市町村合併、財政問題、少子高齢化問題、環境問題等々、課題は山積しておりますが、希望のもてる、住みたくなる町づくりをめざし、これらの課題を解決していかねばならないと思っております。

本年も、一層のご支援とご鞭撻をお願い申し上げます。合わせて町民の皆様方の益々のご多幸とご健勝をお祈り申し上げます。年頭のご挨拶といたします。



心豊かに暮らせる年に

「蛇穴を出つ」という言葉もあります。冬眠していた蛇が、春暖かくなって地上に出てくることをいいます。

二十一世紀の始まりの今年巳年。低迷していた景気から脱出して春を迎え、みんなが安心して心豊かに暮らせる年にしたいものです。

# もっと知りたい！ 家電リサイクル法 Q&A

**Q1** 家電リサイクル法の対象となる家電製品は何ですか？

**A1** 主に一般家庭で使用されている「エアコン」「テレビ（ブラウン管式）」「電気冷蔵庫」「電機洗濯機」の4品目です。業務用専用に製造されたもので、一般家庭では使用されていない形式のものは含まれません。また、これにより家電リサイクル法対象家電製品は町の収集には出せなくなります。

**Q2** なぜ、消費者がリサイクル費用を負担するの？

**A2** 家電リサイクル法の円滑な運用のためには、製造したメーカー・販売する小売店及び消費者によるそれぞれの役割分担が必要不可欠です。消費者も費用の分担を通じて、クリーンなリサイクル社会の構築に向け重要な役割を担うことになります。

**Q3** 消費者が負担する料金はいくらですか？

**A3** 消費者の負担する料金は、「小売店の収集・運搬料金」+「メーカーのリサイクル料金」です。ただし、小売店やメーカーでそれぞれの料金が異なりますので、引き取り前にご確認ください。

これまでに公表されている大手メーカーの「リサイクル料金」は以下のとおりです。

エアコン	3,500円	テレビ	2,700円
冷蔵庫	4,600円	洗濯機	2,400円

**Q4** 古くなった家電製品は誰に引き取ってもらうの？

**A4** その製品をお買い上げになった家電小売店か、同じ種類の製品を買おうとしている小売店にご連絡ください。この場合、小売店には古い家電製品を引き取る義務があります。その際、消費者には、その家電製品を①収集運搬するための料金と②リサイクルするための料金をご負担いただきます。

**Q5** 外国製品は対象となるの？

**A5** 日本の小売店（家電量販店、通信販売で家電製品を販売している事業者の他、リサイクルショップや質屋も含まれます。）で外国製品を買ったのであれば、その小売店に引き取ってもらえます。海外で買った製品であれば、同種の製品を買い換える際に小売店に引き取ってもらえます。国内で使用されている家電製品（4品目）すべてが家電リサイクル法の対象となります。

**Q6** 家電製品がきちんとリサイクルされるか確認したいのですが？

**A6** 消費者が排出した家電製品を引き取ってもらうとき、その家電製品が確実にメーカーに運搬され、再商品化されるように管理票を小売業者から受け取ります。この管理票で小売業者やメーカーに確認できますので、管理票の写しは必ず大切に保管しておいてください。

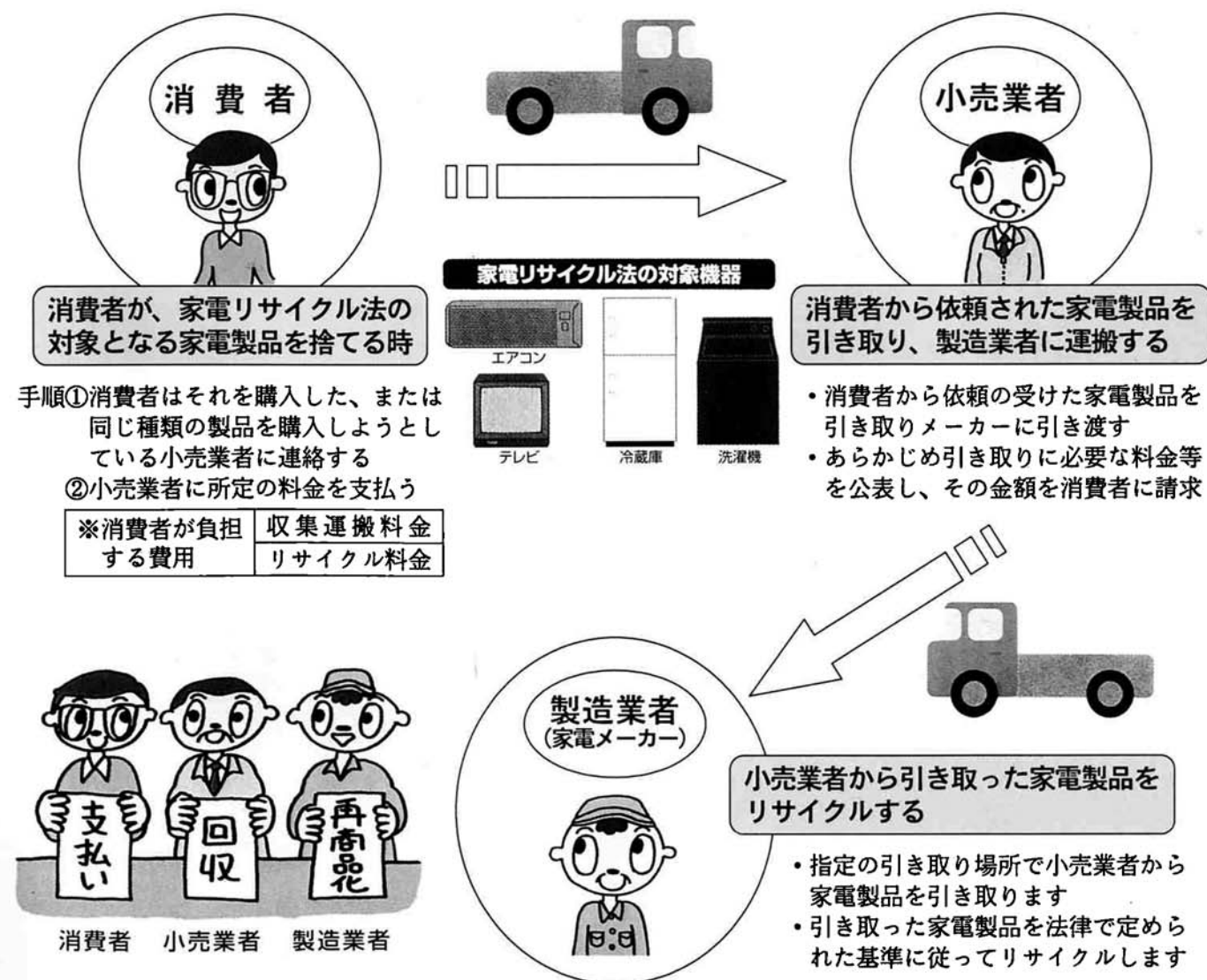


# 家電リサイクル法が 始まります！

平成13年4月1日より施行

みなさんのご家庭で利用されている電気製品のうち、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の四製品を廃棄する場合、現在町では粗大ごみとして収集していますが、有用な部品や材料をリサイクルして廃棄物を減量、資源の有効利用を推進するため、平成13年4月1日から特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が施行されることに伴い、廃棄の方法が次のように変わり、4月から町の収集には出せなくなります。  
ごみの減量、資源の有効利用とクリーンな環境のため、ご理解とご協力をお願いします。

## ～家電リサイクル法における家電製品リサイクルの流れ～



～家電リサイクルについてのお問合せ先～ 役場町民課環境衛生係

## 全日本剣道連盟より顕彰状!

この度、長年にわたり剣道の向上発展に尽力された功績により、久保喜久治さん(南新町)が全日本剣道連盟より顕彰状(剣道有功賞)を受賞されました。

久保さんは与板町剣道教室の設立以来50年以上、児童・生徒の剣道の技術指導にあたられています。また、三島郡剣道連盟の会長として設立以来、新潟県夏期合宿講習会等の行事を主催され、青少年健全育成に貢献されています。大変おめでとうございます。



## 6年連続金賞受賞!

12月3日に長岡リリックホールで行なわれた第26回新潟県リコーダーコンテストに与板小学校リコーダークラブが出場しました。

ソプラノ、アルト、テナーなど7種類のリコーダーで「5本のリコーダーのためのソナタ」を素晴らしい音色で奏でて、見事6年連続で金賞を受賞しました。同クラブは3月に東京で開催される全日本リコーダーコンテストに出場します。



## たくさんさんの愛をありがとう

### 平成12年度 共同募金実績報告

昨年10月から3ヵ月間にわたり実施いたしました共同募金運動には、町民の皆様をはじめ法人各企業・学校等の方々からあたたかいご理解とご協力をいただき、目標額を上回る多くの募金が寄せられました。心から厚く御礼申し上げます。

#### 赤い羽根共同募金

- 町内戸別募金 1,506,751円
- 法人募金 363,000円
- 学校募金 88,278円
- 職域募金 68,300円
- 与板町民生児童委員様 16,000円
- 窓口募金 2,302円



#### 歳末たすけあい募金

町内戸別募金

986,600円

この共同募金は、県内の福祉施設の整備、民間福祉団体の活動費や町社会福祉協議会に配分され、平成13年度の事業費に活用されます。

この歳末募金は、与板町の寝たきり老人・心身障害者・施設入所者等282名の方々へ歳末見舞金としてお贈りさせていただきました。

## 平成12年

# 第4回町議会定例会

平成12年第4回与板町議会定例会が、12月19日から21日まで3日間の日程で開かれ、条例の制定・改正や一般会計補正予算を含めた26件の議案などが審議されました。



町議会の再任

#### \*報告第7号

寄付採納について  
金 1,000,000円  
小柳 清二様(埼玉県)  
(町の福祉事業のために)

#### \*議案第55号

与板町職員の再任用に関する条例について可決  
地方公務員法に基づき与板町職員の再任用に関する条例を制定するため。

#### \*議案第56号

与板町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
与板町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する

#### \*議案第57号

与板町職員の再任用に関する条例の一部を改正する  
与板町職員の再任用に関する条例の一部を改正する

#### \*議案第58号

与板町職員の給与に関する条例の一部を改正する  
与板町職員の給与に関する条例の一部を改正する

#### \*議案第59号

与板町職員に対する寒冷地手当の支給割合を減ずる改正及び与板町職員の再任用に関する事項を定めるため。

#### \*議案第60号

与板町職員の再任用に関する条例の制定に伴う改正。  
与板町税条例の一部を改正する

#### \*議案第61号

与板町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する  
与板町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する

#### \*議案第62号

法令名称変更に伴う改正。  
法令名称変更に伴う改正

#### \*議案第63号

与板町乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する  
与板町乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する

#### \*議案第64号

与板町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する  
与板町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する

#### \*議案第65号

与板町老人医療費助成に関する条例の一部を改正する  
与板町老人医療費助成に関する条例の一部を改正する

#### \*議案第66号

与板町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する  
与板町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する

#### \*議案第67号

中央省庁再編に伴う省庁名称の変更及び老人保健法の改正に伴う改正。  
中央省庁再編に伴う省庁名称の変更及び老人保健法の改正に伴う改正

る条例について可決

\* 中央省庁再編に伴う省庁名称の変更のため。

\* 議案第61号

与板町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する  
与板町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する

#### \* 議案第62号

法令名称変更による改正。  
法令名称変更による改正

#### \* 議案第63号

与板町乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する  
与板町乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する

#### \* 議案第64号

与板町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する  
与板町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する

#### \* 議案第65号

与板町老人医療費助成に関する条例の一部を改正する  
与板町老人医療費助成に関する条例の一部を改正する

#### \* 議案第66号

与板町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する  
与板町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する

#### \* 議案第67号

中央省庁再編に伴う省庁名称の変更及び老人保健法の改正に伴う改正。  
中央省庁再編に伴う省庁名称の変更及び老人保健法の改正に伴う改正

#### \* 議案第68号

与板町町営住宅管理条例の一部を改正する  
与板町町営住宅管理条例の一部を改正する

#### \* 議案第69号

平成12年度与板町一般会計補正予算(第3号)可決  
平成12年度与板町一般会計補正予算(第3号)可決

#### \* 議案第70号

歳入歳出予算の総額から12億8千万円を減額し、歳入歳出それぞれ3億8,908万4千円とする。  
歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの

#### \* 議案第71号

平成12年度与板町介護保険特別会計補正予算(第2号)可決  
平成12年度与板町介護保険特別会計補正予算(第2号)可決

#### \* 議案第72号

歳入歳出予算の総額から4億030万円を減額し、歳入歳出それぞれ6億8,614万7千円とする。  
(歳入、歳出とも公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業費の減額による調整など)

#### \* 議案第73号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて可決  
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて可決

#### \* 議案第74号

「県幼児医療費助成事業の拡充を求める」意見書可決  
「県幼児医療費助成事業の拡充を求める」意見書可決



氏名 牧野 文雄氏(中町)

#### \* 同意第4号

与板町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて同意

#### \* 同意第5号

氏名 長谷川 清氏(中町)  
氏名 上村 行雄氏(下丁)  
氏名 上村 行雄氏(下丁)

#### \* 請願・陳情第11号

安心して子どもを生み育てられる新潟県へ「県幼児医療費助成事業の拡充を求める」意見書提出の陳情書採択

#### \* 請願・陳情第12号

国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)に関する陳情書採択

#### \* 議案第11号

与板町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について可決

#### \* 議案第12号

「県幼児医療費助成事業の拡充を求める」意見書可決

### 個性あふれるリースができました

12月9日(土) 勤労青少年ホームで、子ども会クリスマスパーティーが行われ、今年はクリスマスリース作りに挑戦しました。

みんな思い思いの型をダンボールから切り取り、松ボックリ、栗の実、パスタや杉の葉などをスプレーでクリスマス色に色付けし、型に固定していきました。世界に一つしかないリースを作ろうと、参加した子ども達は、創意工夫を凝らして真剣に作業していました。

リースが出来上がった後は、お楽しみゲーム大会で大いに盛り上がり、楽しいパーティーとなりました。



### やさしさの贈り物 歳末慰問

町社会福祉協議会では、皆様からお寄せいただいた歳末募金をもとに歳末慰問を行いました。

12月15日には、近隣の福祉施設に入所しておられる方々一人一人に、民生児童委員さんから「良い年をお迎えください。」と歳末見舞金を手渡され、大変喜んでいただきました。

皆様からのあたたかいご協力ありがとうございました。

### みごと2連覇

今年度の町内対抗スポーツ大会も4種目すべて終了し、12月15日に年間表彰、反省会が町民体育館で行われ、各町内のスポーツ担当が出席し、反省や要望等意見が交わされました。

また、年間表彰では、馬場丁が2年連続で優勝しました。大会運営にあたりご協力いただいた役員の方々に厚くお礼申し上げます。

年間表彰

総合優勝 馬場丁 総合2位 安永  
総合3位 五軒町 全種目出場 19町内



### 楽しさいっぱいの発表会

12月16日(土)、幼稚園恒例の発表会が開かれ、会場は保護者の方などで満員となる盛況ぶりでした。園児の遊戯も劇遊びも伸び伸びと演じられ、終るたびに拍手喝采でした。

「表現することの楽しさ」は、もともと子ども達に備わっているものかもしれません。幕開け前のコメントでは、どの組も生活や遊びの中、身近に興味のあることを選んで劇化したり、踊りに取り入れる工夫をしているとの事、つまり、日常保育の延長の楽しい行事へという展開が子ども達を生き生きとさせ創造的な面白さに連なっていくことだと思います。

### まよっちゃうなあセレクトランチ

12月14日(木)~20日(水)に与板町学校給食センターでは、小学生・中学生を対象にセレクトランチを実施しました。2種類の料理から自分の体にあった料理や、好きな料理を事前に選んで当日に食べます。

このセレクトランチは、自分の食事(栄養)や健康について関心を持ってもらうために、給食教育の一環で平成6年度から行っているものです。また、学期末のお楽しみ給食もかねて、おいしく楽しい給食になるように計画しました。

セレクトランチは子供達もとても楽しみにしている給食のイベントです。



### 手作りケーキ&リースで楽しいクリスマス

勤労青少年ホームで毎年恒例となっているクリスマスケーキ作り教室。今年は12月8日(金)に和洋菓子かねしょうの佐藤誠一先生のもと行われました。



定員20名の中、年齢性別を問わず16名の参加があり、和気あいあいと教室は進んでいきました。

また、12月14日(木)勤労青少年ホームにおきまして、講師に江西在住の渡辺幸子さんをお迎えし、クリスマスリース作り教室が行われました。

当日は8名の参加があり、ヒバをリースの土台にくくりつける作業から始め、唐辛子、シナモン、鈴や松ぼっくりなどをワイヤーで固定していきました。そして、出来上がったリースを見て、参加者の皆さんは一足早いクリスマス気分を味わっていました。



### 和紙で干支づくり

12月20日にふれあい交流センターの手芸講座が行なわれました。今回も和紙人形の佐藤典子先生をお迎えして、今年の干支「巳」作りに挑戦しました。会場には町内外から大勢の人が集まり、作業机いっぱいに参加者が並びました。細かい折り目をつけながら、順序よく和紙を折っていくのが難しく、佐藤先生に指導していただきながら、見事に金と銀2種類の姿の「巳」ができあがりました。



### 一年間の感謝をこめて

12月17日に毎年恒例となりました町民体育館、青少年ホームの大清掃が行われました。

日ごろ施設を利用されている文化・スポーツ団体や中学生など、約200名の方々が集まり、窓ガラス、床磨き、すす払いや障子の張替えなど、一年間の汚れをきれいに落としてもらいました。

当日は晴天に恵まれ、すがすがしい気分でご協力をいただき、大変ありがとうございました。



**お知らせ**  
Information

与板町役場  
72-3100  
FAX 72-3341

**「ご寄付のお礼」**

社会福祉事業に役立ててくださると、ご寄付をいただきまして、大変ありがとうございます。

・金10,000円  
柿倉 秋裕 様  
(船戸)

**乳児医療および幼児医療費助成事業対策の保護者のみなさまへ**

1月1日より改正された老人保健法が施行されましたが、この法律に準拠しておりました乳児医療費および幼児医療費助成事業の一部負担金は、次のように今までと変わり無いことをお知らせいたします。

- ・対象者  
一歳の誕生日の末日までの乳児
- ・外来の場合  
医療機関ごとに1日につき530円(月4回まで)

**入院の場合**

1日につき1200円  
幼児医療対象の方  
・対象者  
三歳の誕生日の末日までの幼児(乳児医療対象者除く)

・入院の場合  
1日につき1200円(外来は対象になりません。)  
不明な点は役場福祉課保健婦までお問い合わせください。

**県老・県親・県障の医療費助成事業対象者の皆さんへ**

1月1日より改正された老人保健法が施行されたことにより、この法律に準拠しておりました県老・県親・県障の医療費助成事業は次のようになります。

医療費は、改正後の老人保健法に準じた一部負担金になります。ただし、薬剤一部負担金につきましては、県老から支払いますので無くなります。

**住宅の新築やとりこわしをされた方へ**

土地が住宅の敷地として使用されているか、それ以外であるかにより、固定資産税の課税標準額の計算が異なります。

平成12年1月2日から平成13年1月1日の間に、所有されている土地に住宅等を建築され、非住宅用地から住宅用地に変更された場合、または、家屋のとりこわし等により住宅用地から非住宅用地に変更された場合は、1月末日までに申告が必要です。ご不明な点は、役場町民課税務係までお問い合わせください。

**市街化調整区域の「既存宅地制度」が廃止されます**

都市計画法が改正され、法の施行日(平成13年春予定)以降は既存宅地制度が廃止されます。既存宅地確認を受けていない市街化調整区域内の土地に建築を予定されている方は、許可を受けなければ建築物を建築することができなくなりますのでご注意ください。

ただし、経過措置として法の施行日前に既存宅地の確認を受けた土地において行う自己の居住・業務の用に使用する建築物の建築は、法の施行日から5年

ありません。  
一部負担金は今までと変わりありません。  
外来・1日につき530円  
(月4回まで)  
入院・1日につき1,200円

なお、老人保健法の受給者証をお持ちの方で、県障に該当される方は、今までどおりの一部負担金で受診することが出来ます。ただし、県障受給者証(老人保健法受給者用)が必要ですので、お持ちでない方は手続きをしてください。

**償却資産の申告はお早めに**

会社や個人で工場や商店、または、農業などを経営している方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等の有形固定資産を償却資産といえます。(事業用資産の中で取得価格20万円未満または、耐用年数1年未満の償却資産は、原則として課税対象とはなりません。)

**問い合わせ先**

- 社団法人新潟県調理師会  
0251-22616786
- 長岡保健所  
02581-3314930
- 新潟県福祉保健部健康対策課  
0251-28515511  
内線2658

**中高年齢者就業開発奨励金の一案内**

中高年齢者の就業能力の活用と雇用機会の確保を促進するため、公共職業安定所の紹介を介して、45歳以上の中高年齢者を3ヵ月間試行就業として受け入れ、常用雇用へ移行するための配置を講じる事業主の方に原則3ヵ月間一人あたり月額10万円が支給されます。

**お問い合わせ先**

- ハローワーク長岡  
03211181
- 新潟県雇用開発協会  
0251-24113123

**安心な、くらしを支える110番**

こんなときは、ためらわずに警察に電話をしましょう。

ちの方は、毎年1月1日現在の資産所有状況を1月末日までに役場町民課税務係へ申告してくださるようお願いいたします。

**中小企業信用保険法の改正に伴い信用保証制度が変わりました**

平成12年12月25日から信用保証制度が変更されました。  
・一般保証における無担保保証の限度額が五千万円から八千万円に引き上げられました。  
※特別保証制度と一般保証制度を併用した場合の無担保保証の上限は一億円となります。  
・大型倒産や災害等の環境変化に対応した無担保保証について別枠を含む限度額が一億円から一億六千万円に引き上げられ、保証の適用範囲が拡大されました。

**※取引の直接の相手方以外の事業者による事業活動制限に拡大**

注 中小企業金融安定化特別保証制度は、平成13年3月末をもって終了します。  
お問い合わせ先  
中小企業庁中小企業相談室  
031-35011511  
県信用保証協会長岡支店  
03515714

**事件や事故を見たとき**

・泥棒等の被害に遭ったとき  
・倒れている人を見たとき  
その他に、急いで警察に知らせたいことがあるときは、あわてず、あせらず、落ち着いて、見たままを正確にお話ください。早くて正確な通報は、犯罪の未然防止や事件事故の早期解決につながります。  
緊急性のない困りごと、相談等は#9110  
番(警察本部総合相談室)へ電話されるか、最寄りの警察署にお尋ねください。



〈マスコミキャラクター〉

**「にいがた「緑」の百年物語」記念事業の開催のご案内**

県では、4月29日(みどりの日)に新潟21世紀記念事業を開催いたします。  
新世紀を祝うとともに「にいがた「緑」の百年物語」県民運動の本格的なスタートを記念し、長岡市栖吉「東山ふれあい農業公園」を会場に、参加者全員が苗木を植え、「里山の森」を作ります。  
また、コンサートや木工教室、自然観察会やサイバルゲームなど自由に参加して楽しめるアトラクションがいっぱいです。参加を希望される方は、応募

**信用保証協会保証料の補助があります**

町では、中小企業者に、信用保証協会の保証付きで金融機関より借入れた場合の保証料の一部または全部を補助する制度があります。

借入合計額	補助率
一千万円以下	保証料の50%
一千万円超	保証料の30%

補助対象者  
・与板町において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者  
・与板町地方産業育成資金  
・与板町中小企業設備近代化資金  
・経営の安定に必要な運転資金(同一企業で借入の合計が三千万円まで)

なお、この全額補助については平成13年3月30日(申し込みは3月15日)までの借入分となりますのでご注意ください。  
お問い合わせ先(相談窓口)  
役場企画課・与板町商工会・金融機関

用紙(役場ロビー)に用意してあります。必要事項を記入の上、下記の宛先まで郵送してください。  
家族・個人その他、グループ単位での応募もできます。春の一日を自然の中で楽しみませんか。応募締切  
平成13年3月31日(出)  
申込・問い合わせ先  
〒950-18570  
新潟市新光町4-1  
新潟県治山課  
緑の百年物語推進班  
025128015220

**町民税(第4期) 国民健康保険税**  
(10期1月分)

●納期限は……  
**1月31日です**

\*納税は、便利な口座振替をお勧めします。手続きは役場町民課または、町内の金融機関でお願いします。

**お詫び**  
先月号のフライングディスクリングの大会結果中、2位下与板Aは、2位下丁Aの誤りでした。  
先月号の与板町拓遊会の作品中、草間雀純書は、草間省純書の誤りでした。  
訂正してお詫びいたします。

# 与板の子供たちは、今

与板の子供たちの教育について語り、町の教育関係者の連携を深めるための「与板町学校教育協議会秋季研修会」が、今年度も、去る11月17日に与板幼稚園・与板小学校を会場に行われました。

保育園、幼稚園、小中学校の職員やPTAの役員、チャレンジ21推進委員などが一堂に会し、保育参観、授業参観の後、「与板の子供たちは、今」のテーマのもとに、熱心な話し合いがもたれました。当日話し合われた内容を、各分教会ごとに紹介します。

## 幼児期から児童期前半を中心に

### 分教会その一

◆遊びの大切さについて  
幼稚園の子供たちが、遊びながら創造性をふくらませている姿に感動したとの発言が続き、この期の子供にとって「遊びは学びと人間関係づくりの基礎」ということを、一同再確認しました。

◆遊びの中に見える課題  
・自分のことだけに夢中で、他と関わらない子供や関われない子供の存在  
・大勢で遊ぶことの難しさ  
◆日頃配慮していること  
「幼稚園では」  
①環境作り  
②遊びに入らない子供や入れない子供への配慮

## 小学校では

### 分教会その二

◆縦割り活動  
④言葉の指導  
⑤心を解放できる時間の保障  
⑥メンバー、ルールを話し合う場の設定  
◆気になること  
一町一校ということ

子供たちの友達関係が固定しがちで、友達に対する見方が固まってしまう。自分も周りの見方に縛られ、新しい自分を出せなくなっているのではないかと「仲良くよい方へ進むのはよいが、悪く思われた子供は斜に構えてしまう」「よい面が見え



### 分教会その一

◆思春期の子供たちに、どう寄り添っていったらよいか  
・生活ノートで子供とコミュニケーションを図っている  
・継続することで、次第に子供の本音が出るようになった。  
◆与板は大変な財産をもっている。ぜひ、町のよさを伝えてほしい」という要望に対して、次の実践が紹介されました。  
・小学校：伝統工芸「打ち刃物の学習  
・中学校：桑山亭での茶道の体験  
そして、  
・家庭は心の庭。まず、リラックスクスできる家庭でありたい。  
と、家庭の在り方にも問題が投げかけられました。

## 児童期後半から思春期を中心に

### 分教会その二

◆大切にしていきたいこと  
その子のよい面を他の子供に教えてやる  
・個性を引き出す  
・個性とわがままを混同しない  
・入園した当時はトラブルが多いが、年長になると友達関係ができてくる  
◆大切にしていきたいこと  
その子のよい面を他の子供に教えてやる  
・個性を引き出す  
・個性とわがままを混同しない

# 平成13年度 保育園・幼稚園の入園申し込みについて

## 与板保育園

**入園資格**  
与板町に住所を有し、なおかつ家庭において保育が困難な状態にある、生後6ヵ月から小学校入学前の乳幼児（未就学児は全て対象になります。）  
**定員** 90名（産休育休明け入所児のため拡大可能）  
**申し込み受付**  
・日時 1月18日（木）  
午前9時～午後4時  
・場所 与板町役場2階 第3会議室  
**申し込み方法**  
役場福祉課または与板保育園に申し込み用紙がありますので、必要事項を記入のうえ、当日ご持参ください。  
なお、サラリーマンの方は、平成12年分の源泉徴収票を添付してください。（児童の父母分）  
※当日おいでになれない方は、役場福祉課へ1月23日（火）までに提出してください。  
保育料について  
国の徴収基準額から町で軽減して決定します。  
なお、詳しい徴収金額表については、申し込み受付の際にご説明いたします。  
延長保育について  
仕事や家庭の都合で長時間保育を希望される方については、

## 与板幼稚園

**入園資格**  
平成7年4月2日～平成9年4月1日までに生まれた児童で、与板町に住所のある児童。  
**定員** 320名  
**申し込み書の提出**  
入園を希望される方は、1月19日（金）までに与板町教育委員会（町民体育館内）または、与板幼稚園へ申し込み書を提出してください。ただし、現在幼稚園に在籍し、引き続き在籍される場合は申し込みの必要はありません。  
**授業料** 1ヵ月5,500円  
**登園・降園の時間**  
〈登園〉午前8時30分～9時の間  
〈降園〉午後3時20分～3時30分



預かり保育については、降園後、家庭での保育ができない方については、平日のみ午後6時まで保育を行います。  
〈保育料〉1ヵ月3,000円  
申し込み用紙については、園児バスでの送迎は、与板保育園と同じ町内について行いますので、希望される方はご利用ください。

## 新春町民将棋大会開催

日時 平成13年1月28日（日）  
午前9時～午後4時  
会場 与板町勤労青少年ホーム 和室  
問い合わせ先 与板町将棋同好会事務局  
小林登代治 TEL721-4177  
※ふるってご参加ください

新潟県最低賃金 (平成12年9月30日から)		
時間額	637円	日額 5,089円
県内すべての事業場で働く、すべての労働者に適用されます		
産業別最低賃金		
電気機械器具製造業 (平成12年12月8日から)	各種商品小売業 (平成12年11月30日から)	自動車(新車)、自動車部品・付属品小売業 (平成12年11月23日から)
日額 5,858円 時間額 730円	日額 5,584円 時間額 698円	日額 5,831円 時間額 730円
問い合わせ先 長岡労働基準監督署 長岡市東新町1-6-8 ☎0258-33-8711 担当 賃金係		

# 国民健康保険と老人保健の一部が改正されました

## 国保のここが変わりました

	平成12年12月31日まで	平成13年1月1日から
1 高額医療費の自己負担限度額	(1ヵ月63,600円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般患者 63,800円 + { (かかった医療費) - 318,000円 } × 1%</li> <li>●上位所得の患者 (基礎控除後の所得が670万円を越える世帯) 121,800円 + { (かかった医療費) - 609,000円 } × 1%</li> <li>●低所得の患者 (市町村民税非課税世帯) 35,400円のまま据置き</li> </ul>
2 入院時の食事負担	(1日760円)	1日当たり780円 (低所得者は据置き)
3 海外療養費	( - )	海外で医療を受けた場合にも、国民健康保険の給付の範囲で、支給が受けられるようになりました
4 住所他特例	(特別養護老人ホームおよび介護保険施設等の入所者は、入所前の市(区)町村の国保の被保険者)	長期入院一般についても入院前の住所地の市(区)町村の国保の被保険者となります

## 老人保健のここが変わりました

	平成12年12月31日まで	平成13年1月1日から
1 医療費の一部負担金	(外来1日 530円 (月4回まで) 入院1日1,200円)	外来・入院とも原則として医療費の1割 (ただし、上限額が決められています)
2 高額医療費支給(新設)		1の一部負担金について同一世帯で二人以上の高齢者の負担が高額になったときなどには払い戻されます
3 入院時の食事負担	(1日760円)	1日当たり780円 (低所得者は据置き)
4 老人訪問看護基本利用料	(1日250円)	費用の1割か1日600円の定額負担 (ただし、上限が決められています)

**外来の場合**

- 診療所とベッド数が200床未満の病院の場合は1ヵ月3,000円。ただし、診療所や病院外での薬剤の処方(院外処方)を受けるときは、診療所や病院1,500円、薬局1,500円が上限となります。
- 診療所については、1日800円(1ヵ月5回以上通院の場合は4回まで支払えばよい)の定額制としていところもあります。
- 病院でベッド数が200床以上の場合、上限1ヵ月5,000円(ただし、院外処方を受けるときは病院2,500円、薬局2,500円が上限)

**入院の場合**

1ヵ月37,200円です。なお、低所得者の方は1ヵ月24,600円、低所得者でかつ老齢福祉年金を受給している方は1ヵ月15,000円、長期特定疾病患者の方は1ヵ月10,000円がそれぞれ上限と定められています。

※くわしくは福祉課国保・年金係へお問い合わせください。



### 大学生時の国民年金は？

**Q** わたしは二十七歳の会社員です。縁あって来月結婚することになりました。これから家庭を築くにあたって、将来のことについて考えてみると、大学生の頃国民年金に加入していた時、二年間保険料免除を受けていたことを思い出しました。免除期間があると年金額が少なくなると聞きました。今から納めることはできますか。

**A**

国民年金の保険料は納められないまま二年を過ぎると、その期間は納めることができなくなり、老齢基礎年金受給の際、年金額が減額されますが、保険料免除を受けた期間については、十年間に限って納めることができます。

これを追納といいますが、追納額は当時保険料を納めた人との負担の均衡をはかるため、当時の保険料額に一定の加算があり、次の表のとおりとなっています。追納の方法については、保険料免除期間分まとめて納める方法と、最低一月単位で分割して納めるという方法もありま

### 追納金額表

追納する期間	金額	追納する期間	金額
平成2年4月～平成3年3月までの月分	12,890円	平成6年4月～平成7年3月までの月分	13,750円
平成3年4月～平成4年3月までの月分	13,100円	平成7年4月～平成8年3月までの月分	13,740円
平成4年4月～平成5年3月までの月分	13,380円	平成8年4月～平成9年3月までの月分	13,690円
平成5年4月～平成6年3月までの月分	13,720円	平成9年4月～平成10年3月までの月分	13,500円

\*平成13年3月31日までに追納した場合の金額です  
平成10年4月以降の金額は当時の保険料額です

すので、追納の申し込みの際に社会保険事務所で相談ください。

※本年度から学生の免除制度は廃止となり、新たに**学生の国民年金保険料納付特例制度**がスタートしています。学生の方は、加入の際など町の国民年金担当まで相談ください。

## 21世紀「食料・農業・農村基本法」皆さんと一緒に日本の安全食料を守りましょう

我が国の農業は、昭和30年代に入り高度経済成長と農業の国際化の進展等、農業・農村を取り巻く諸条件の急激な変化に対応して昭和36年度に始めて農業基本法が成立しました。それ以来38年間、我が国の農業はさらなる国際化の進展に伴い、農産物の輸入が激増した反面、食料自給率の大幅な低下、米の生産調整による、転作面積拡大が及ぼす懸念される農地の放棄や農家の減少などで深刻な高齢化が進み、担い手農家の問題等、我が国の農業・農村は歴史的変革期を迎えました。このような情勢の下、21世紀に向けて平成11年7月、新しく「食料・農業・農村基本法」が制定されました。

現在、我が国の食料の自給率は40%といわれています。60%は外国の食料に依存しているのです。新基本法は農家・消費者の皆さんと一体となって、日本の食料を守ろうというところで制定されました。これから始まるとうとしているWTO農業交渉問題等皆さんと一緒に関心をもって見守って行かなければなりません。経済も大事ですが経済優先の社会だけでなく、食料安全保障や多面的機能など、自然環境や国土の保全といった大きな役割を農業が果たしていることを大切にして行かなければなりません。2000年農林業センサスでは、ここ10年間で49000の集落が減少しているのです。与板町でも、優良住宅団地確保のため

優良農地が減少している状況で、農地の合理的な土地利用が求められているところです。そんな中で、当町では一部山入農地を除く農地については、圃場整備事業も完了し、各地域においても営農組織が出来てきていることは大変喜ばしいことと思っております。そんな中で、皆さんもご存じの通り、毎年拡大される生産調整に対しては農家の皆さんのご理解を頂きブロックローテーションによる集団転作に取り組み、農地の有効利用に努めるため大豆・麦を付け、大豆については新潟県はもちろん全国で上位にランクされているところです。また、いろいろな面で食文化を守るために、全国の農業団体では子供の頃から日本の食文化を知ってもらう為に学校給食の見直し等あらゆる面で農家、消費者の皆さんと一体となり、厳しい国際自由貿易の中においても、日本の素晴らしい食文化継承のため「食料・農業・農村基本法」のもと食料安全宣言の21世紀を皆さんと一緒に頑張っていかなければなりません。今後とも担い手農家の皆さんを始め、集落農家への一層のご支援ご協力を賜り、与板町農業活性化のため、関係機関との連携を図り取り組んで参りたいと思っております。宜しくお願ひ申し上げます。

与板町農業委員長 岩本久平





「ゼロからの節約生活」  
丸山 晴美・著



ムダ遣いが大好きな、フツールのOLであったが、ある日貯金ゼロに直面。それから一大奮起。アツという間に節約体質に変身。4年間でなんと500万円を貯めることに成功したんです。78の節約アイデア満載。  
(与板町出身)

「写真詩集「フラワー」」  
藤井八重子・著



著者の胸の熱き思いが花詩集と花写真と合体で爆発。そのマグマの深さと火柱の高さを見よ。これぞ「花写真詩集」の決定版であろう。著者は既にエッセイ集・詩集を発表、写真部門では、二科会・県展他数多く入選受賞をされている。  
(与板町在住)

新しい風・生涯学習

私の提言



趣味とともに暮らそう “マナビィ”ちゃん



山田 和子 (泉 丁)

私が専業主婦になって早六年。みんなから「暇だろうね。家で毎日何してるね。」とよく言われる。毎日働いている人から見れば、本当にそう見えると思う。  
ところが主婦になってみると、結構家事もあり、他の用も出てきて、自分なりの一週間のサイクルが出来あがるのである。  
昨年の小春日和の日に、柏崎の赤坂山や越路のみみじ園に紅葉を見に出かけた。平日出かけられるのも家にお陰である。赤や黄色のみみじの葉を拾い、玄関にそっと置き、一人で幸せな気分浸っていた。「あーあ 気分の良かったこと。」こんなきれいな葉や花を押し花にしたら、どんなにきれ

いだろうと思ひ、押し花体験教室に参加させてもらった。本当に小さな野の花や人參の葉などがきれいな押し花になっていて、びっくりした。  
その先生の材料で、クリスマスカードや小さな額縁を作り、年甲斐もなくクリスマスプレゼントを頂いたようにとても嬉しかった。  
四月からは押し花の作り方を教えて下さること。待ち遠しく、趣味として参加させて頂ける楽しみがまた一つ増えた様に思う。私は、他に幾つかの習い事をしていて、中でも生け花は好きなので、色々の花材を生けて楽しんでる。  
花を生け眺めると、心が和みほっとした気分になる。花を見て怒る人は、まずいないだろう。趣味でガーデニングをしたり、四季折々にきれいな花を咲かせ私達の目を楽しませてくれる人もいます。  
また、健康増進を兼ねて畑で野菜づくりをし、今年は何物かよくできたと喜ぶ人もいます。  
趣味は個人によって様々である。その趣味を通して友達もでき、またその友達と得意な分野を教え合ったりして生きていけば、自分の生き甲斐にもなるし、人の輪も生まれ、生活の張りも出てくるのではないかと考えます。

よいたこの人 57

健康につながる楽しみ

石黒 ティ さん (下与板)



「手芸屋さんの店頭や行く先々で飾ってある人形や飾り物を見ると自分で作ってみたいなって材料や作り方を聞いてくるんです」と話す石黒さんは紙を幾重にも折り合わせて動物を作ったり、組紐を利用して千支を作ったりと多種多彩の手芸を楽しんでいる。子どもの頃から、いろいろな材料を利用して、人形を作ったりする事が好きで、本格的に始めたのはお孫さんができた頃からだという。  
「作るのが好きだから、やり始めると夜遅くまで作っていることもあるんです」と紙を同じ大きさに切り、ボンドをつける位置も同じ場所に接着していかなければできない細かい作業も、やり始めると時間を忘れるくらい楽しいという。「近所の方から人形を借りてきて、紙の枚数を自分で数えたりして、作ることもあるんです」と自分でも作り方を勉強して、

それを書き留めて残しておき、また、それを作ってみる。そして、時には作品を作りたいと集まった仲間にも教えたりしている。「仲間とわいわいと話をしながら、いろいろなものを作っているときが一番楽しいですね」と話す。  
そんな石黒さんに

はもう一つの楽しみがある。「新聞の広告を見て、始めてみたんです」と見せていただいたのは、見事な「写仏」の数々。下絵を元に描くさまざまな仏様の姿である。  
「最初はあまり在で書道習っていたんだけど、あまり在がなくなってきたら、何か始めてみようと思って」と平成7年頃からNHK学園の写仏講座を受講したという。送られてくる課題を元に自分で描いて彩色をして、それを講師に見てもらいアドバイスを受ける。「最初は水墨だけをやっていただけで、段階が進むにつれて彩色もやるようになった。彩色は配色の手本もあるけれど、自分で考えて色をつけなければならぬんです」と描写の難しさを語る。自分で気に入るまで気がつくまで10数枚を描いていることもあるという。  
「描いていても自分で気に入った作品になかなかたどり着けないんです。でも、まあまあ良しとしているところがあるのかなあ」と話す石黒さんの思っていることは、写仏をする仲間が欲しいことと体調をくずして途中で休んでしまった写仏講座をまたやってみようかということ。  
「写仏をやっていると心が澄みわたり、穏やかな気持ちになれるんです。そして、手芸を含め、いろいろなことをして手を動かしていることが健康にもつながるから、これからもずっと続けていきたいですね」とこやかに笑う。

文芸

短歌

けさの夢昔のままに母が居て  
我ら集ひてうどん食ひたり 日浦美紗  
抱かれしこのみとりこのつぶら目を  
覗きて居れば笑みの湧きくる 大久保芳子  
ひとたびの命の悲喜をわがために  
歌うの哭くの虎落笛汝 痴野呆月  
時代開き二十一世紀の大空に  
希望を掴むよ老いしこの手に 山村

詩

二十一世紀に向かって

風間美津枝

私のまわりでは昨日の続き 小鳥のさえずり  
何事もなかったように 静かな朝が来た  
穏やかな二十一世紀の幕開き  
でも地球のどこかで 戦火に逃げまどい  
飢えに苦しみ 定めぬ ますますの人々がいる  
小さな小さなひとりの幸せだって  
六十億人の地球の隅々がみんな幸せにならなければ  
真の幸せとは言えないのかも知れない  
愚かな戦いは二十世紀は大きな傷跡を残した  
二十一世紀は平和であれと希うだけ……  
新しい年 老いに向かって二十一世紀を歩む  
私には何ができるのか……  
小鳥のさえずり 小川のせせらぎの中で……

俳句

彷徨えば出会いも奇しき冬の蝶 山野宵月  
冬蝶の宿る処も見当たらず 真島ヨシノ  
落葉影じつと陽を待つ冬の蝶 田中美美女  
冬蝶や子孫の為に堪え生きむ 神田喜世  
したたかに世紀をつなぎ冬の蝶 黒川芳水

詩

冬の雨

黒川弥寿栄

白痴を装う街に  
とまどいさせる雨が降る  
薄紫に、追憶と 愁い湛えて……  
街角に天鷲絨の  
襟も豊かに佇つひと……空骸  
恋愛を怖れて別れた魂のかたわれ  
ゆすぶって、ゆすぶって、  
ああ 肩をつぼめた瞬間  
飛び散る 雨の悲哀  
コートの下に静かに生命を保つ水玉。  
不幸と感じなければ  
即ち 幸福と云うけれども。  
運命のきずなの 戯れを  
凝視しても、憎めぬ空骸の……、  
唇のさみしい 雨の日よ。  
冬の雨は、  
白い街を……。さからわない私を  
とまどい させて……、  
ゆすぶって……。

**やめよう！  
空缶、ゴミのポイ捨て**

道路や田畑に空缶などのゴミが捨てられているのを見かけます。田畑にゴミが混入すると、耕作をするときの機械作業の妨げになります。また、路上に放置されていると交通事故の原因にもなります。みんなの環境を守るためにも、自分のゴミは決められたところへ自分で処理しましょう。



**情報  
クリップ**



**「与板の文化財」がカラーになりました**  
県と町の指定文化財を一冊の本にまとめた「与板の文化財」のカラー版を発行しました。郷土の尊い文化遺産を知るのに役に立つと思います。与板町歴史民俗資料館で販売しておりますので、お買い求めください。一冊500円です。

**広域圏  
ガイド**  
会 場 連絡先



**小千谷市**

- ◆白と光の祭典「おちや風船一揆」  
2月17日(土)～18日(日)  
小千谷市西中地内  
競技フライト、熱気球・パラセーリング体験試乗他  
☎83-3512 市商工観光課

**見附市**

- ◆小田美穂 ヴァイオリン・リサイタル  
1月21日(日)  
見附文化ホールアルカディア  
全席自由：一般1,500円  
小中学生 500円  
☎63-7711アルカディア倶楽部

**栃尾市**

- ◆栃尾てまり製作実演  
2月10日(土)～11日(日)  
道の駅R290とちお  
☎52-5827市商工観光課
- ◆栃堀 裸押し合い大祭  
2月10日(土)  
栃堀東守神社  
☎52-5827市商工観光課
- ◆とちお遊雪まつり  
いろんな鍋料理が勢揃い「味自慢市」他  
2月18日(日)  
道の駅R290とちお  
☎51-1195市観光協会

**越路町**

- ◆スノーフェスティバル in 越路  
雪像づくり、ステージイベント、花火他  
2月10日(土)  
成出農村運動公園  
☎92-5902町企画振興課

**川口町**

- ◆えちごかわぐち物語・冬「雪洞火ばたる祭」  
勇壮タイマツ競争、食の幸めぐり他  
2月10日(土)～11日(日)  
キャンパス川口特設会場  
☎89-3112町企画商工課

**長岡地域広域行政組合**

- ◆えちご長岡地酒塾(全10コース)  
長岡地域選りすぐりの10コースがスタンバイ。おいしい地酒や郷土料理に舌鼓。  
2月17日(土)～18日(日)  
構成各市町村  
☎37-6067  
長岡地域広域行政組合  
☎39-2221長岡市観光課

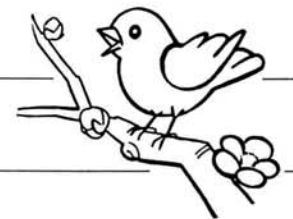
**くらしの  
カレンダー**

**冬の省エネルギー**

地球温暖化の原因にもなっているエネルギー消費は、家庭において年々増加しています。あなたの部屋は暖房し過ぎていませんか。



日 曜	お も な 行 事 な ど	日 曜	お も な 行 事 な ど
1/16 火	心配ごと相談所(山田) 役場男子厚生室/午後1時30分	2/1 木	びよびよサークル ふれあい交流センター/午前10時～11時30分 びよんびよんクラブ 幼稚園/午前9時
17 水	ツベルクリン反応 保健センター/午後1時30分より受付 (H12. 3. 1～H12. 8. 31生まれ)	2 金	第9回志保の里荘杯ゲートボール大会 志保の里荘/午前8時30分
18 木	3才児歯科健診 保健センター/午前1時30分より受付 (H9. 10. 1～H9. 12. 31生まれ) びよんびよんクラブ 幼稚園/午前9時	3 土	節 分
19 金	判定・BCG 保健センター/午後1時30分より受付 (H12. 3. 1～H12. 8. 31生まれ)	4 日	立 春
20 土	大 寒	5 月	リハビリ 志保の里荘/午前9時30分～11時
21 日		6 火	心配ごと相談所(三觜) 役場男子厚生室/午後1時30分
22 月	リハビリ 志保の里荘/午前9時30分～11時 補聴器巡回相談所 役場受付ロビー (リオン/午前10時～10時30分)	7 水	1才6カ月児健診 保健センター/午前1時15分より受付 (H11. 6. 1～H11. 7. 31生まれ) (4ヶ月児：H12. 10月生まれ)
23 火	心配ごと相談所(籠宅) 役場男子厚生室/午後1時30分 補聴器巡回相談所 役場受付ロビー (キコエ/午前10時30分～11時)	8 木	針供養
24 水	3才児健診 保健センター/午前1時15分より受付 (H9. 7. 1～H9. 8. 31生まれ) (4ヶ月児：H12. 9月生まれ)	9 金	
25 木		10 土	
26 金		11 日	建国記念の日
27 土		12 月	振替休日
28 日		13 火	心配ごと相談所(山田) 役場男子厚生室/午後1時30分 行政相談 役場女子厚生室/午後1時30分 補聴器巡回相談所 役場受付ロビー (キコエ/午前10時30分～11時)
29 月	リハビリ 志保の里荘/午前9時30分～3時	14 水	お誕生相談 保健センター/午前9時30分より受付 (H12. 2. 1～H12. 4. 30生まれ) 聖バレンタインデー
30 火	心配ごと相談所(駒形) 役場男子厚生室/午後1時30分	15 木	
31 水			



**人口のうごき**

男	3,758人(+11人)
女	3,893人(+2人)
計	7,651人(+13人)
世帯数	2,096戸(+3戸)
出生	4人
死亡	10人
転入	30人
転出	11人
(12月31日現在)	